

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後に退職した場合は、下記の率で算出した金額を返戻するものとします。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

退職時期	返戻金の割合
入社 1 ヶ月以内に退職の場合	成功報酬額の 80%
入社 3 ヶ月以内に退職の場合	成功報酬額の 50%
入社半年以内に退職の場合	成功報酬額の 10%

※上記には消費税は含まれておりません。

許可番号	22 - ユ - 300470
紹介事業所	株式会社ネオ・クリエーション 静岡県駿東郡長泉町南一色 643 番地の 1